

## 茨木市障害者差別禁止条例の制定について（公開質問状）へのご回答

御名前（ 米川勝利 ）

### 1. 国連「障害者権利条約」について

#### 1-①

- ①. 茨木市としても障害者差別禁止条例の制定を検討していくべき
- ②. 茨木市として障害者差別禁止条例の制定は必要ない
- ③. どちらとも言えない
- ④. その他

[ ]

その理由

大阪府が障がい者差別解消条例をすでに制定しており、茨木市としては、状況を見ながらの判断が必要だと考えます。他の理由は、1-②の理由に記述。

#### 1-②

- ①. 茨木市としても手話言語条例の制定を検討していくべき
- ②. 茨木市として手話言語条例の制定は必要ない
- ③. どちらとも言えない
- ④. その他

[ ]

その理由

手話とは、音声日本語とは別に、手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。ろう者にとって手話は、日常生活を営むうえで大切な情報獲得と意思疎通の手段です。手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に周知し、音声の聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学び、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備のための条例が必要だと考えます。ただし、手話に限らず、社会に障害を感じるすべての人が暮らしやすいまちづくり条例など、より広い範囲の条例を検討すべきだと考えます。

## 2. 茨木市役所での障害者雇用について

1. 茨木市役所の障害者雇用のあり方を抜本的に見直すべき
2. 茨木市役所の障害者雇用は、現在のままでいい
- ③. どちらとも言えない
4. その他

)

その理由

本市は市長部局で2.73%、教育委員会で1.59%、水道部で2.9%の雇用率であるが、抜本的とまではいかなくとも、ただ法定雇用率を守るだけではなく改善も必要だと思います。また、府の支援学校とのつながりを深めるとともに、堺市のように市役所の食堂を委託して、障害者の働く場をつくることも良い参考事例と考えます。

## 3. 65歳問題について

- ①. 機械的に介護保険サービスを適用するのではなく、柔軟に対応すべき
2. 本人の意向に関わらず、介護保険サービスの利用を優先すべき
3. どちらとも言えない
4. その他

)

その理由

障害のある人が65歳になると、障害福祉から介護保険のサービスに変わることで、サービスが減ったり負担額がふえたりするケースが各地で相次いでいるという実態があると、そういう報道を見受けます。障害のある人への支援は、個性や高い専門性が求められるからということで、厚生労働省から自治体に対して、「一律に当該介護保険サービスを優先的に利用するものとはしない」という旨の通知が来ていますが、本市としてどのように対応しているか、昨年の民政常任委員会で質疑しました。

その答弁は、「65歳以上の障害のある方については、厚生労働省通知による介護給付費と介護保険制度との適用環境を踏まえ、介護保険だけではサービスが不足する。または介護保険のサービスでは対応できない等の事案を勘案しまして、居宅介護等の障害福祉サービスを支給決定し、ご利用いただいております。今後も介護保険担当課と連携を図りながら、利用者支援に努めてまいりたいと考えております。」ということだったことから、引き続き柔軟に対応をしていくべきだと考えています。

#### 4. 障害のある人の地域生活について

##### 4-①

- ①. 茨木市としても24時間介護が必要である。
2. 茨木市として24時間介護が必要ではない。
3. どちらとも言えない
4. その他

(

)

その理由

##### 4-②

- ①. ガイドヘルパー利用の現状を知っていた。
2. ガイドヘルパー利用の現状を知らなかった
3. どちらとも言えない
4. その他

(

)

その理由

通学における移動支援も課題だと考えています。

## 5. 医療について

### 5-①入院時のヘルパー利用と障害のある方が受診できる市民総合病院の建設について

入院中の介護保障は課題だと考えますが、市民総合病院を本市で建設するのは財政的に厳しいと考えています。

### 5-②同行援護について

## 6. 市民会館について

行政の動きも見ながら、建て替えの検討が望ましい。

ありがとうございました。  
茨木障害フォーラム（IDF）